

交通安全教育資機材貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、本市の交通安全教育の実施に必要な資機材の貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出資機材及び使用料)

第2条 貸出す資機材は、別表のとおりとする。

2 前項の資機材の使用料は、無償とする。

(貸出しを受けることができる団体)

第3条 資機材の貸出しを受けることができる団体は、広島広域都市圏内に所在する団体とする。

(貸出条件)

第4条 次に掲げる条件をすべて満たすものについて資機材の貸出しを行うものとする。

- (1) 当該資機材を用いて市民等を対象として交通安全教育を行うものであること。
- (2) 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利するものでないこと。
- (3) 貸出期間が10日以内であること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (4) 貸出資機材の搬入及び搬出は、貸出しを受ける団体が実施し、これに伴う費用及び当該資機材の使用に伴い必要な費用は、当該団体が負担すること。
- (5) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められる者が使用するおそれがないこと。
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがないこと。

(申請)

第5条 資機材の貸出しを受けようとする団体は、別記様式第1号の申請書を市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、申請の内容について第4条に規定する条件に適合するか否かを審査のうえ、貸出しの適否を決定する。

(貸出及び返却手続)

第7条 前条により資機材の貸出しの決定を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、道路管理課又は市長が別に指示する場所において資機材の貸出しを受けるものとする。

- 2 借受団体は、申請書に記載した借受期間内に、道路管理課又は市長が別に指示する場所に当該資機材を返却するものとする。
- 3 市長は、借受団体が正当な理由なく、申請書に記載した借受期間を過ぎても当該資機材を返却しない場合、借受団体に速やかに返却するよう催告するものとする。
- 4 市長は、借受団体が前項の規定に基づく催告に応じない場合、法的手続を含め必要な措置を講じるものとする。

(資機材のき損又は紛失)

第8条 借受団体が貸出しを受けた資機材をき損又は紛失した場合、必要な証拠書類を添えて別記様式第2号の報告書を市長に提出しなければならない。なお、借受団体の故意又は過失により資機材をき損又は紛失した場合は、借受団体の責任により修繕又は弁償するものとする。

(委任規定)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月22日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

貸出資機材一覧

種類	番号	内容等
DVD	D1	がんばれ!子象の交通安全パトロール隊
DVD	D2	うさぎと亀の交通安全
DVD	D3	こぎつねの交通安全
DVD	D4	まめうしくんの交通安全
DVD	D5	自転車の正しい乗り方
DVD	D6	いつまでも安心して暮らすために
DVD	D7	シルバーエイジの交通安全
DVD	D8	歩行中の高齢者の交通事故防止
DVD	D9	追突事故交差点事故
DVD	D10	命にスペアはないことを
DVD	D11	できたかな?あんぜんかくにん
DVD	D12	高齢ドライバー事故防止のポイント
DVD	D13	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～
DVD	D14	自転車は車のなかまです
DVD	D15	自転車も車両です
DVD	D16	あなたの運転間違っていないせんかー自転車はクルマの仲間ー
DVD	D17	オズの魔法使いの交通安全の旅
DVD	D18	林家たい平の高齢ドライバーの交通安全
DVD	D19	奪われた夢～危険への想像力で事故を防ぐ～
DVD	D20	我が家の交通安全父との約束
DVD	D21	子ども、高齢者、自転車 相手の動きを予測し危険を回避する!
DVD	D22	運転マナーが大切～思いやり・ゆずり合いの心が事故を防ぐ～

種類	番号	内容等
DVD	D23	油断することなかれ！～見える危険・見えない危険、そして自分自身に潜む危険～
その他	S1	飲酒状態体験ゴーグル（酩酊タイプ・昼用）
その他	S2	飲酒状態体験ゴーグル（酩酊タイプ・夜用）

交通安全教育資機材貸出申請書

（あて先）
広島市長

申請者	(住 所)		
	(団体名)		
	(担当者名)		
	電話：() ー		
借受期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)		
使用目的			
資機材名	種 類	番 号	内 容 等
	DVD・その他		
	DVD・その他		
	DVD・その他		
	DVD・その他		
	DVD・その他		
返納場所	広島市道路交通局 道路管理課 安全対策係 (広島市中区国泰寺町一丁目6番34号8階、電話：082-504-2122)		
借り受け後は、次のことを遵守します。 1 借り受けた資機材を亡失・棄損しないよう、責任をもって使用保管します。 2 借り受けた資機材を亡失・棄損したときは、市に対し、その損害を賠償します。 3 貸出期間を遵守し、借り受けた資機材を期間内に返納します。			

【決裁欄】

係	課長補佐	課長

【貸出・返却確認欄】

貸出確認	年 月 日	確認者印
返却確認	年 月 日	確認者印

（元号） 年 月 日

広島市長

（団体の所在地）〒

（団体名）

（代表者氏名）

事 故 報 告 書

（元号） 年 月 日に借り受けた資機材について、下記のとおり（ き損 ・ 紛失 ）したので報告します。

記

1 借受物品名及び数量

2 借受期間

（元号） 年 月 日 ～ （元号） 年 月 日

3 き損又は紛失の状況

(1) 日 時

（元号） 年 月 日 午前・午後 時 分頃

(2) 場 所

(3) 原 因（できるだけ具体的に）

(4) 損傷状態（き損の場合）

全壊・一部損傷（損傷箇所： ）

※ 物品の様子を撮影した写真を添付してください。

(5) 警察への届出状況（紛失の場合）

ア 届出済み（月日：〔元号〕 年 月 日、警察署・交番名： ）

イ 未届出（※ 速やかに所轄の警察署・交番に届け出てください。）

※ 警察署・交番への届出書（遺失届）の写しを添付してください。